

監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 港湾部
みなと振興・管理課、みなと整備課

3 監査の期間 令和2年1月14日（火）～令和2年3月18日（水）

4 監査の範囲及び方法

令和元年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

6 監査の結果

収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務において、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 相浦物揚場給水施設水道料金（実費徴収金）及び市有財産貸付料において、佐世保市財務規則第 268 条の 2 第 1 項で「令第 171 条の規定による督促は、納期限後 20 日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。

（みなと振興・管理課）

督促状の未発送については、前回・前々回の監査においても指摘した事項である。

管理職は、実効性のある再発防止策及び組織的に内部統制が機能する体制を早急に確立されたい。

2. 支出事務

- ① 旅費（概算払）において、佐世保市財務規則第 118 条第 2 項で「概算払を受けた者は、その用件終了後 7 日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。

（みなと振興・管理課）

- ② 負担金（資金前渡）において、佐世保市財務規則第 110 条第 2 項第 2 号で「…前渡金にあつては、その用件終了後 7 日以内に前渡金精算書を作成し、その支払いを証する書類を添付して…会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。

（みなと振興・管理課）

旅費の精算遅れについては、前回の監査においても指摘した事項である。

規則等を再確認するとともに、組織的なチェック体制を確立されたい。

3. 契約事務

- ① 小型船舶けい留許可制度に伴う業務委託契約（執行予定額 300 万円以上）において、佐世保市事務処理規程第 7 条第 30 号で、「…1 件 300 万円以上 600 万円未満の経費の支出負担行為に関すること。」は部長の専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。

（みなと振興・管理課）

- ② 相浦市営棧橋待合所管理業務の委託契約において、佐世保市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条で「政令第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約(長期継続契約を締結することができる契約)は、次に掲げるものとする。」と規定されているにもかかわらず、同条例第 2 条第 1 号から第 9 号の規定に該当しない業務について長期継続契約を締結していた。

（みなと振興・管理課）

③ 相浦市宮棧橋待合所管理業務委託契約の変更契約において

ア 佐世保市財務規則第 176 条で「随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ第 166 条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、予定価格を設定せず見積金額をもって契約を締結していた。(みなと振興・管理課)

イ 佐世保市文書規程第 33 条第 1 項で「…契約…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案書について、総務課長の審査を受けていなかった。(みなと振興・管理課)

④ 鯨瀬地区浮棧橋維持補修工事（随意契約）において、佐世保市財務規則第 175 条の 2 別表 7 で、令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による随意契約の限度額は、工事又は製造の請負については 130 万円までと規定されているにもかかわらず、工事を分割発注し、入札に付さず随意契約により契約を締結していた。(みなと整備課)

⑤ 工事請負契約（契約額 15,235,000 円、契約額 8,558,000 円）において、佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する事務処理要領第 4 条第 3 項(2)①で規定する「契約課が発注する設計金額が 130 万円を超えるもの」に該当する工事であるにもかかわらず、契約課へ依頼せず主管課で随意契約を行っていた。(みなと整備課)

⑥ 浦頭地区構造物撤去工事（契約額 15,235,000 円）の検査について、佐世保市財務規則第 186 条第 1 項で「請負契約に係る…検査は、検査を担当する職員…が行なう。」と規定されているにもかかわらず、当該工事を主管する課長が検査を行っていた。(みなと整備課)

部長の決裁を受けないまま業務委託契約を締結した行為については、専決区分の未決であり無権限者による事務執行であることを認識し、重く受け止められたい。

また、工事請負契約において、入札に付さず随意契約により契約を締結した行為や、契約課へ依頼せず主管課で随意契約を行っていた行為など、例外の事務処理を行う場合は、事前に契約課と協議が必要であることを認識されたい。

4. 財産管理事務

① 土地売り払いにかかる一般競争入札において、佐世保市財務規則第 167 条第 1 項で「一般競争入札により契約を締結しようとする場合においては、その競争に参加しようとする者をして、その者の見積もりに係る入札金額…の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札前に納付させなければならない。」と規定されているにもかかわらず、公告文に参考価格の 100 分の 5 の額（定額）を入札保証金として納付するよう記載していた。(みなと振興・管理課)

安易に前例を踏襲するのではなく、規則等を確認するという職場風土を形成されたい。